

日南市飫肥杉材等利用推進に関する基本方針

平成23年11月8日

令和7年2月12日改正

1 基本的な考え方

本市は、旧飫肥藩の時代から約400年の歴史を持つ飫肥林業の中心として知られている。この地で生産される飫肥杉は、油分が多く弾力性のある特徴から良質な造船材として取引され、最盛期には国内はもちろん、韓国や中国にも大量に輸出されるなど、かつては市の経済を潤し活力を与える源となっていた。

しかし、昭和の後半に木造船の需要がなくなると飫肥林業は急速に衰退し、現在では先人たちが残した広大な飫肥杉の山々は残るものの、かつて飫肥杉で発展し賑わったまちは、遠い昔になりつつある。

本市では、今後も飫肥杉を中心とする森林資源の充実が見込まれることから、市内で生産、加工された木材(以下「飫肥杉材等」という。)の需要を拡大していくとともに、地域活性化に繋げていくことが重要な課題となっている。

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低く環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。これらの優れた特性を持つ木材の利用を促進することは、森林の適正な整備を通じた森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、本市が目指す2050年までのゼロカーボン社会の実現にも大きく貢献するものである。

また、地産地消を基本理念とし飫肥杉材等を利用することは、素材生産から製材・加工に至る林業や木材産業の活性化に繋がるだけでなく、土木・建築関連の他産業の振興にも寄与するなど、本市地域経済への波及効果が期待される。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物等において木造化・木質化を推進してきたが、令和3年に当法律は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)に改正され、法の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたことに加え、宮崎県木材利用促進条例が制定されたことを踏まえ、本市が実施する事業はもとより、民間建築物も含めた建築物全体において、本市産材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発する。また、市民生活に深く係わりのある公共建築物の木造化・木質化の積極的な推進を通して、飫肥杉材等の需要拡大を図るとともに、人と人との繋がりが、地域を再生していこうとする本市ならではのまちづくりを進める。

2 飫肥杉材等の活用方針

(1) 公共建築物における飫肥杉材等の活用について

ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、新築、増築、改築及び修繕については、原則として木造とする。

イ 防災面や立地条件等から、木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。

ウ 木造以外の構造とする場合でも、内装の本質化を積極的に推進する。

エ 庁舎内や学校内の机・椅子等の備品を調達するに当たっては、飫肥杉材等を使った物品を積極的に利用する。

(2) 公共土木工事における飫肥杉材等の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする飫肥杉材等を積極的に活用するとともに、新たな用途開発等や持続可能な施工維持管理体制の仕組みづくりを推進する。

3 建築物に適した木材の供給体制の整備

市は、建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質・性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

4 関係部局の飫肥杉材等利用推進における役割

関係部局は、所管する建築物等について、飫肥杉材等の積極的な利用を推進する。また、その所管する事業(補助事業も含む。)の実施において、飫肥杉材等の利用を促進する。

5 市における利用の促進

市は、市内の民間事業者が整備する建築物等の情報を収集し、飫肥杉材等の積極的な利用の促進に理解と協力が得られるよう幅広く呼びかけるとともに、木造化・本質化に関する情報を提供するなど、必要な支援を行うものとする。

6 市民への理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

7 期待される効果

本基本方針に基づき、民間における建築物等に飫肥杉材等の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、脱炭素社会の実現や本市の活性化に資することが期待される。

8 木質化・木造化を図る公共建築物及び公共土木工事等

- (1) 木質化・木造化を図る公共建築物等について、次表の例を基本とし、積極的に餌肥杉材等を活用する。

木質化・木造化を促進する施設	学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、公営住宅、庁舎等
----------------	------------------------------

- (2) 公共土木工事においては、次表の例を基本とし、積極的に餌肥杉材等を活用する。

道 路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等
河 川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公 園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、歩道階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業漁村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等

- (3) 餌肥杉材等を使った机や書棚等の備品及び消耗品について、次表の例を基本とし、積極的に餌肥杉材等を使った製品を積極的に調達する。

備 品	事務机、テーブル、イス、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、案内板、記念品 等